

福井県後期高齢者医療広域連合告示第10号

平成20年7月1日から平成20年7月31日までの間、後期高齢者医療基準収入額適用申請のお知らせ中に「附則第4条第2項及び附則第7条第1項に基づく」とあるのは、「附則第8条第1項に基づく」と読み替える。

平成20年7月1日

福井県後期高齢者医療広域連合長 東 村 新 一